



平成27年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社北の達人コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 木下 勝寿  
コード番号：2930 東証第二部 札証  
問合せ先 専務取締役管理部長 清水 重厚  
電話番号 011-757-5567

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定後の内容は下記のとおりです。

### 記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。
    - \*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
  - ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
  - ③反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
  - ②法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - ②定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
  - ③取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能

を備えた職務権限規程等を定める。

- ②経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。  
また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。
- ②当社グループの取締役等は、「関係会社管理規程」等に従い、子会社の業績及び営業等の状況について詳細な報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ②指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ②取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- ③監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかにその当該費用又は債務を処理する。
- ④取締役会は「公益通報者保護規程」に従い、当該報告をした者（通報者）が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ②監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

以上